

令和8年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
都市ガス供給業務 基本契約書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）
は、甲の琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターで使用する都市ガスの供給業務に関して次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添「仕様書」及びこの契約の条項に基づき、甲がこの契約書の頭書に記載する需要場所の施設で使用するガスを需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその債権を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第3条

- 1 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定は、再委託先において準用する。

（契約年間使用量の増減）

第4条 甲のガス使用量は、都合により契約年間ガス使用量を上回り又は下回ることがある。ただし、実績年間ガス使用量が契約年間引取量に満たない場合、または、（①最大需要期使用量または②契約年間最高使用量）を超過した場合、乙が定める「大口ガス供給条件」（以下「大口供給条件」という。）により精算額を請求することができる。

（契約最大使用量の超過）

第5条 甲が契約最大使用量を都合により超過した場合、乙は大口供給条件により精算額を請求することができる。

（契約の変更等）

第6条

- 1 この契約に変更が必要な場合は大口供給条件を基に変更を行うものとする。
- 2 前項により契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、甲と乙は協議の上、精算額を請求することができる。

（検針及び検査）

第7条 検針は原則として毎月とし、乙は、あらかじめ定められた日（以下「定例検針日」という。）に一般導管事業者により検針された使用ガス量の結果について、甲に報告しなければならない。

（料金の算定期間）

第8条 料金の算定期間は、原則として前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの期間とする。

（料金の支払い及び遅延利息）

第9条

- 1 乙は、第7条に定めた計量及び検査の終了後、大口供給条件及び別紙1に基づき当該月に係る料金を算定し甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払い請求があったときは、大口供給条件にもとづきこれを支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰す理由によりガス料金の支払いが遅延したときは、甲は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し大口供給条件に基づく延滞利息率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の1～5号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。
- 1 乙の責めに帰すべき事由により、乙がガスを供給する見込みがないと認められるとき。
 - 2 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
 - 3 乙が甲に対し、正当な事由がないにもかかわらず、契約の解除を申し出たとき。
 - 4 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - 5 1～4項に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。
 - 6 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、甲の指定する期日までに、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用量を基に別紙1第2条の規定により計算した額の10分の1に相当する金額を、違約金として、甲に支払わなければならない。
 - 7 乙は、正当な理由があるときは、その事由を解除しようとする日の1月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第11条

- 1 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
 - (2) 刑法第96条の6の罪について乙（乙が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

- (3) 刑法第198条の罪について乙に対する有罪の判決が確定したとき。
- 2 甲の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、その他甲が契約を解除する場合（乙の履行が完了するまでに甲の都合により解除する場合を除く。）の措置に係るこの契約書の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(損害賠償)

第12条

- 1 乙が、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を求めることができるものとし、乙は、甲から請求があったときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。なお、賠償となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものとし、賠償の額は甲乙協議の上、これを定めるものとする。ただし、一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由についてはこの限りでない。
- 2 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由が無く、甲が契約を解除する場合は、乙は、大口供給条件の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第13条

- 1 乙は、第11条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(誓約書の提出)

- 第14条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が第10条第4項各号のいずれにも該当しないことを表明・確約するため、別紙2「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

- 第15条 乙は、この契約の履行に当たり第10条第4項(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(予算削減に係る契約変更または解除)

第16条

- 1 甲は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削除されたときは、契約を変更または解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。

(協議)

- 第17条 この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲および乙が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。

(ガス供給期間)

第18条 この契約は、ガス供給期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日についても、定例検針日に合わせて変動するものとする。なお、契約日からガス供給期間の始期までの間に事前準備を要するものとする。

(再委託の禁止)

第19条

- 1 乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。
- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(法令等の遵守)

第20条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲および乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

甲と乙は、甲と乙との間で締結する「都市ガス供給業務契約書」のガスの需給について次のとおりであることを確認する。

(契約量)

第1条 契約量は次表のとおりとする。

令和7年度

供給熱量	45	MJ/Nm ³
契約最大使用量	1,100	m ³ /h
契約年間使用量	2,390,100	m ³
契約年間引取量	1,673,070	m ³
①最大需要期使用量 (①または②を記載)	813,300	m ³
②契約年間最高使用量 (①または②を記載)	3,107,130	m ³

月別 (検針月)	契約月別使用量	
4月	160,400	m ³
5月	187,900	m ³
6月	190,800	m ³
7月	158,300	m ³
8月	224,300	m ³
9月	201,200	m ³
10月	206,500	m ³
11月	247,400	m ³
12月	181,300	m ³
1月	226,100	m ³
2月	178,900	m ³
3月	227,000	m ³

(料金算定方法)

第2条 毎月の料金は大口供給条件に基づき算定する。

(供給地点)

第3条 供給地点は次のとおりとする。

供給地点特定番号	供給圧力
00212200075484107	低圧
00212200074871304	低圧
00212500088747501	中圧B
00212400078694906	中圧B

第4条 契約単価表

案1

区分	単価
基準単位料金	円／m ³
基準平均原料価格	円／トン
入札時の単位料金	円／m ³

案2

区分	単価
原料費料金単価（入札時）	円／m ³
託送料金（定額基本料金）	円／月
託送料金（流量基本料金）	円／月
託送料金（基本料金）【低圧】	（大阪ガス託送料金表参照）
託送料金（従量料金）	円／m ³
託送料金（従量料金）【低圧】	（大阪ガス託送料金表参照）
諸経費料金	円／m ³

注 上記契約単価には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

上記契約単価は、仕様書条件による。

区分の項目等は、落札者の積算方法に基づき、協議のうえ決定する。

入札時の単位料金は、平均原料単価（LNG 92,366 円／t、LPG 92,506 円／t）のときのものとする。

誓約書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

(あて先)

契約担当者 滋賀県知事 三日月 大造

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

ふりがな

氏 名

印